⑬　上記２⑷の施工実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係)」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認されない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再決定（又は新規の決定)」を受けていない事､若しくは､再決定（又は新規の決定）時に実績として承継が認められていない場合を指す。

⑭　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑮　資料のヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

⑯　申請書及び資料作成に関する説明会は実施しない。

⑰　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ETOU Kensuke Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of East Breakwater in Outport Area of Hitachinaka District, Ibaraki Port, 1 set

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　20 November 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　23 January 2024 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　23 January 2024)

⑹　Contact point for tender documentation : NAITOU Junya, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年10月20日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　魚谷　　憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第11号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

大阪港北港南地区航路（－16m）等浚渫工事（第２工区）

⑶　工事場所

【大阪港】

浚渫場所：大阪府大阪市此花区夢洲東１丁目地先

土砂投入場所：大阪府岸和田市木材町地先

【武庫川】

浚渫場所：兵庫県尼崎市丸島町地先

兵庫県西宮市上田東町４丁目地先

土砂投入場所：大阪府岸和田市木材町地先

⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）の浚渫工及び土砂投入工を施工するものである。また、武庫川の浚渫工、土砂投入工及び雑工を施工するものである。

⑸　工期　契約締結の日から令和６年７月10日まで

⑹　本工事は、施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型))の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑽　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑾　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⑿　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き)、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式)」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。｢積算の内訳」については、契約後に適宜、近畿地方整備局港湾空港部ＨＰ等により公表する。

⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

若手主任（監理）技術者は、令和５年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒁　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査､施工、出来形管理、検査、工事完成図書、施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

⒂　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒃　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型（工期指定)」の試行工事である。

⒄　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。

⒅　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する試行工事である。

⒆　本工事は、若手技術者を主任技術者又は監理技術者として配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒇　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(21)　本工事は､担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

(22)　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

(23)　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(24)　本工事は、国土交通省が行う「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」において、認定又は表彰された工事実績を企業の同種工事の施工実績及び技術者の同種工事の施工経験として評価する工事である。

(25)　本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業)及び下請企業が｢港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、下請契約を締結する受注者に対し、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)又は経常建設共同企業体(以下｢経常ＪＶ」という。)若しくは単体有資格者であること。